

山梨県公報

号外第三十四号

令和元年

十一月十八日

月 曜 日

条 例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山梨県収入証紙条例の一部改正)

第一条 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項」に、「同法第二条第六号」を「同法第三条第八号」に改める。

(山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第二条 山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

(山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)別表十三の項イ

二 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第八号)別表二十の項

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び

目 次

条 例

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第三十号)(出納局会計課)

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、次の条例について、当該法令の条項又は用語を引用する規定を整理することとした。

(一) 山梨県収入証紙条例

(二) 山梨県特定非営利活動促進法施行条例

(三) 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例

(四) 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例

2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(人事課)

1 国立大学法人法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。

2 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一号)の施行の日から施行することとした。

に行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十一号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行の日から施行する。